

平成28年4月18日

第73回 神戸市個人情報保護審議会

返戻されたマイナンバー通知カードの送付先
等情報の電子計算機処理について

(企画調整局)

神企情第7250号

平成28年4月18日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、
貴会の意見を求めます。

記

返戻されたマイナンバー通知カードの送付先等情報の電子計算機処理について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当 企画調整局情報化推進部

返戻されたマイナンバー通知カードの送付先等情報の電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【マイナンバー通知カード返戻対象者情報】

通知カードの管理、保管及び廃棄を効率的かつ正確に行うために必要な下記情報：
返戻された通知カードの送付先に係る下記の情報

- ・ 郵便番号
- ・ 住所
- ・ 世帯主氏名
- ・ 簡易書留追跡番号
- ・ 管理番号（返戻された通知カードに所属で付番した番号）

※ 語句説明

- ・ 通知カード： 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 7 条に基づき、個人番号（番号法第 2 条第 5 項に定めるものをいう。）を通知するために、国の関係機関である地方公共団体情報システム機構から簡易書留で送付される氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等の事項が記載されたカード

返戻されたマイナンバー通知カードの送付先等情報の

電子計算機処理について

1 概要

マイナンバー制度の開始により、神戸市では、平成 27 年 11 月から市内に住民登録のある全 765,255 世帯宛にマイナンバーを通知する「通知カード」の送付を行った。「通知カード」は、転送不要の簡易書留により送付され、かつ、原則として住民票の住所地以外への送付が認められないため、① 郵便局に転送届が提出されている場合、② 不在により郵便局員が持ち帰った後郵便局の保管期間（約 1 週間）を経過した場合、③ 宛所不明の場合（表札などが掲げられていない場合なども含む。）は、全て情報化推進部へ返送され、当初の返戻数は 108,137 件（返送率 14.1%）となった。

返戻された通知カードは、総務省の事務処理要領（平成 27 年 9 月 27 日総行住第 137 号により通知。以下「要領」という。）に基づき、再送又は窓口での交付等適切な処理を行ってきたところであるが、平成 28 年 2 月末現在で、42,296 件の未交付の通知カードを情報化推進部で保管している（未交付率 5.5%）。未交付の通知カードは、今後、要領に基づき一定期間保管しながら交付対象者に可能な限り交付を行った後、廃棄処分を行う必要がある。

2 返戻されたマイナンバー通知カードに係る電子計算器処理について

(1) データベースの作成

廃棄予定の通知カードの送付先情報等約 42,300 件について、検索性のあるデータベースで管理する必要がある。

- ① 情報化推進部で保管している返戻された通知カード（以下「返戻通知カード」という。）の現物を確認の上、同部において当該カードの送付先等情報を記入した帳票（以下「管理簿」という。）を作成する。
- ② 返戻通知カードに係るデータベース作成業務請負契約により、同請負事業者は、上記①の管理簿の送付先情報及び管理番号を表計算ソフトウェアで作成した入力フォームに入力しデータベースを作成する。
- ③ 返戻通知カードに係るデータベース作成業務請負事業者（以下「請負事業者」という。）が作成したデータベースは、電子記録媒体に保存し納品させる。

(2) データベースの共有

約 42,300 件の返戻通知カードに係る問い合わせに対して、職員 1 名での対応は不可能であり、複数の職員でデータベースを共有し、対応できるよう情報系ネットワークに接続されたハードディスク（以下「NAS」という。）にてデータベースを利用する。

3 データベースの利用について

- (1) データベースに基づき、対象者に通知カードの受領勧奨及び同カードの廃棄予定の旨を記載した通知書を送付する。この際、事務を効率的に行うため、データベースに基づき宛名ラベルも作成する。
- (2) 通知書を受領した対象者からの連絡又は問い合わせがあった場合は、データベースにより、該当の通知カードを確認の上、再送付又は窓口の交付を行い、都度データベースの更新を行う。
- (3) データベースに基づいて通知カードの廃棄処分を行う。
- (4) 通知カードの廃棄処分後は、データベースを通知カードの廃棄リストとし、引き続き NAS で保管及び管理し、問い合わせ等に対応する。

4 スケジュール（予定）

平成 28 年 4 月	個人情報保護審議会への諮問
～平成 28 年 6 月末	請負事業者による返戻通知カードの送付先等情報のデータベースの作成
平成 28 年 7 月	データベースに基づく宛名ラベルの作成
平成 28 年 8 月～9 月	返戻通知カードの交付対象者にカードの受領勧奨及び廃棄処分予定を示した通知書の送付
～平成 28 年 12 月	未交付の者に対する通知カードの交付
平成 29 年 1 月～	残存する返戻通知カードの廃棄処分

5 個人情報の保護

(1) システム上の保護

① 情報化推進部

「神戸市情報セキュリティポリシー」、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

ア) データベースの使用にあたっては、PC 統合管理システムに登録され管理されているパーソナルコンピュータを使用する。

イ) データベースを NAS において保管・管理するにあたり、当該ファイルには返戻通知カードの交付、問合せへの対応及び廃棄処分その他返戻通知カード関連事務に従事する者のみが解除可能なパスワードを設定し、当該事務従事者以外の者によるファイルへのアクセスを防止する。

ウ) NAS に保存されたデータの滅失及び毀損を防止するため、バックアップを定期的実施し、NAS 本体の盗難防止対策を実施する。

② 請負事業者

ア) 請負事業者に対しては、情報セキュリティ遵守特記事項、神戸市個人情報保護条例、神戸市情報セキュリティポリシーに基づく厳格な管理を義務付ける。

イ) 請負事業者が請負業務を行うパソコンは外部からの不正アクセスなどによる情報漏えいを防止するためインターネット環境に接続されていないこと、従業員などが無断でデータを持ち出すことができない体制の整備を義務付ける。

(2) 運搬上の保護

① 管理簿

情報化推進部作成の管理簿を請負事業者に引き渡す際及び請負事業者が管理簿を情報化推進部に返却する際は、神戸市職員又は請負事業者の従業員 2 名以上による搬送若しくは高いセキュリティが保障される運搬サービスを利用する。

② 電子記録媒体

ア) 電子記録媒体には、ファイルの複製を保存させ、そのファイルには暗号化や解読困難なパスワードの設定を義務付ける。

イ) 電子記録媒体の納品においては、請負事業者 2 名以上による搬送又は高いセキュリティが保障される運搬サービスを利用する。

(3) 運用上の保護

① 情報化推進部

ア) パスワードは、神戸市情報セキュリティポリシーに基づき、定期的に変更する。

イ) NAS に保存したデータベースのバックアップには、電子記録媒体を利用し、施錠保管する。

ウ) 情報化推進部と請負事業者の間で行う管理簿及び電子記録媒体の受払いについて、記録簿を作成し管理する。

エ) NAS において保管・管理するデータベースは、使用目的を達した時点で確実かつ速やかに削除する。電子記録媒体に保存されているデータベースについても、内容が復元できない状態に消去、又は復元できない状態にして破棄する。

オ) 個人情報の適正な取扱いを確保するため、返戻された通知カードの交付、問合せへの対応及び廃棄処分その他これに関連する事務に従事する者に対して必要な指導を行うとともに、管理状況について随時点検を行う。

② 請負事業者

管理簿、外部記録媒体に係る受払い簿、業務終了時におけるデータ抹消を証明する報告書等、個人情報の保護管理上必要な書面の提出並びに管理簿及びデータの紛失、滅失、盗難を防止する措置を義務付ける。

(別添イメージ図)

【返戻マイナンバー通知カードの廃棄処分までの流れ】

